

# 「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン」の概要

平成26年 月 日

- 1 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項に該当する食品表示基準違反について、緊急の必要があるときは、回収等を命じ、その内容を公表する。

※1 食品衛生法により販売等をしてはならない食品については、食品衛生法の措置が優先  
※2 消費者の安全を迅速に確保する観点から行政指導による対応も可

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項の例 アレルギー、保存の方法、消費期限又は賞味期限、加熱を要するかどうかの別 等
---

- 2 さらに、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難である場合は、その業務の全部又は一部の停止を命じ、その内容を公表

業務停止命令の対象となる例 ・製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合 ・消費期限、保存の方法等の設定に科学的な根拠がなく直ちに適切な表示をすることができない場合
---

- 3 これらの措置を行った後、必要に応じて「指示・公表」を実施する。

※ 「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に準じるものとする。

食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン（案）

日頃から、食品表示の適正化の推進に御尽力いただき感謝します。

国においては、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に当たり、下記のとおり食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドラインを定めましたので、本ガイドラインに従った運用が行われますよう御留意ください。

記

1 適用範囲

このガイドラインは、食品表示法第6条第8項の規定に基づき、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの（以下「特定事項」という。）に関する食品表示基準違反に適用する。

2 食品衛生法との関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて食品表示法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

なお、食品表示法での定義においては、同法の食品は食品衛生法における添加物を含むものであることに留意されたい。

3 回収等命令

（1）措置の検討と行政指導

食品関連事業者等が特定事項について食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品表示法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置（以下「回収等」という。）

をとるべきことを命ずることについて検討するものとする。

ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行うものとする。

## (2) 措置の要件

「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」ときとは、原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に購入しているか、又は購入可能な状態にあるときとする。ただし、それ以外の場合であっても「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認められるときは、回収等を命ずることができる。

この場合、①消費期限及び賞味期限に関する表示義務違反にあつてはその誤って表示された期限より前に腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合、②添加物に関する表示義務違反にあつてはアレルギー等の健康被害に直接関連するものが違反内容に含まれない場合、回収等命令の要件を満たさないことに留意する必要がある。

## (3) 措置の内容

措置の内容は、①既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあつては既に販売し、又は出荷した食品の回収、②全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあつては全購入者への違反内容の連絡、③店頭表示の誤りである場合にあつては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な手法を選択するものとする。

回収等の対象とすることができる食品は、消費者に販売された食品又は食品の製造、加工（選別及び調整を含む。）若しくは輸入をする者若しくは食品の販売をする者が保有する食品であつて消費者が摂取することが可能な状態にあるものとする。

## (4) 公表

回収等命令を行ったときは、食品表示法第7条の規定に基づく公表を行わなければならない。この場合、次の①から③までの事項を公表するものとする。

- ① 違反した食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に照らして不開示情報に該当すると判断さ

れるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。)

### ③ 命令の内容

#### (5) 指示・公表との関係

食品表示基準違反に常習性がなく過失による一時的なものであり、また、命令又は行政指導に伴って表示の是正が行われ、かつ、自主回収若しくは全購入者への連絡又は店舗、WEBサイト等における違反事実の掲示等の自主的な情報提供が行われている場合には、食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示・公表を行う必要はないものとする。

#### 4 業務停止命令

回収等命令の対象となる場合であって、製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合や消費期限、保存の方法等の設定に科学的な根拠がなく直ちに適切な設定をすることができない場合等、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認めるときは、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。この場合における業務の停止期間及び業務の範囲は、食品を摂取する際の安全性の確保の観点から必要最小限のものでなければならない。

また、業務停止命令を行ったときは3(4)に準じて食品表示法第7条の規定に基づく公表を行うものとする。

なお、食品関連事業者等が自主的に問題のある食品の販売を停止しているときは、業務停止命令を行う必要はないものとする。

#### 5 指示・公表

##### (1) 回収等命令を行うことができる場合に該当しないときの指示・公表

特定事項に関する食品表示基準違反が発覚した場合であって、3(2)に照らして回収等命令を行うことができる場合に該当しないと判断するときは、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」( 消費表第 号)の記(以下「指示・公表の指針」という。)に準じて、食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行うものとする。

なお、指示の対象は、回収等命令と異なり、食品関連事業者に限定されていることに留意されたい。

##### (2) 表示が是正された後の指示・公表

食品表示法に基づく指示・公表は、将来に向けた表示の是正を確保し、消費者に情報提供を行うことが目的であるから、食品表示法第6条第8項

の規定に基づく措置等により、当面、表示義務違反が解消された場合であっても、直ちに食品関連事業者に対する指示・公表を行う必要がなくなるものではない。

このため、回収等命令若しくは業務停止命令又は3（1）に基づく行政指導を行った結果、特定事項に関する食品表示基準違反が解消し、又は食品表示事業者が自主的に表示を是正したとしても、3（5）に該当する場合以外には、指示・公表の指針に準じて食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行うものとする。